

第2章 介護保険事業計画

1 介護保険サービス量等の見込み

(1) 居宅サービス

① 訪問介護

- ・ 訪問介護員（ホームヘルパー）等が要介護者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行います。

単位：人／月、回／月

		実績			計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問介護	(人)	4,911	5,050	5,183	5,300	5,437	5,546
	(回)	117,222	119,514	129,469	126,804	129,434	132,045

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）は供給量見込み

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

- ・要支援・要介護者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

単位：人／月、回／月

		実績			計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問入浴介護	(人)	546	554	600	565	573	578
	(回)	2,748	2,785	3,071	3,017	3,042	3,063
介護予防 訪問入浴介護	(人)	2	2	2	2	2	2
	(回)	7	6	6	5	5	5
合計	(人)	548	556	602	567	575	580
	(回)	2,755	2,791	3,077	3,022	3,047	3,068

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)は供給量見込み

※訪問入浴介護(介護給付)の対象は要介護1～5の人

※介護予防訪問入浴介護(予防給付)の対象は要支援1～2の人

③訪問看護・介護予防訪問看護

- ・病状が安定期にあり、主治医が必要と認めた要支援・要介護者に対し、看護師、保健師、准看護師、理学療法士(P T)、作業療法士(O T)又は言語聴覚士(S T)が居宅を訪問し、療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。

単位：人／月、回／月

		実績			計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問看護	(人)	2,073	2,387	2,654	3,035	3,427	3,847
	(回)	23,268	27,147	31,410	35,259	40,167	45,316
介護予防訪問看護	(人)	203	246	261	306	341	378
	(回)	1,887	2,304	2,570	2,896	3,251	3,605
合計	(人)	2,276	2,633	2,915	3,341	3,768	4,225
	(回)	25,155	29,451	33,980	38,155	43,418	48,921

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)は供給量見込み

※訪問看護(介護給付)の対象は要介護1～5の人

※介護予防訪問看護(予防給付)の対象は要支援1～2の人

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

- ・病状が安定期にあり、主治医がリハビリテーションを必要と認めた要支援・要介護者に対し、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）又は言語聴覚士（ST）が居宅を訪問し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

単位：人／月、回／月

		実績			計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問リハビリテーション	(人)	177	180	140	203	216	229
	(回)	2,290	2,234	1,709	2,328	2,478	2,628
介護予防 訪問リハビリテーション	(人)	11	15	16	22	27	32
	(回)	140	191	172	195	234	275
合計	(人)	188	195	156	225	243	261
	(回)	2,430	2,425	1,881	2,523	2,712	2,903

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）は供給量見込み

※訪問リハビリテーション（介護給付）の対象は要介護1～5の人

※介護予防訪問リハビリテーション（予防給付）の対象は要支援1～2の人

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

- ・病院等の医師、歯科医師、薬剤師等が要支援・要介護者の居宅を訪問し、療養上の健康管理や保健指導を行います。

単位：人／月

	実績			計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
居宅療養管理指導	4,922	5,374	5,904	6,163	6,608	7,047
介護予防居宅療養管理指導	285	310	329	335	349	360
合計	5,207	5,684	6,233	6,498	6,957	7,407

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）は供給量見込み

※居宅療養管理指導（介護給付）の対象は要介護1～5の人

※介護予防居宅療養管理指導（予防給付）の対象は要支援1～2の人

⑥通所介護

- ・ 要介護者に対し、デイサービスセンター等において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を日帰りで行います。

単位：人／月、回／月

		実績			計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
通所介護	(人)	4,680	4,944	4,813	5,472	5,764	6,039
	(回)	44,554	47,944	48,675	53,676	57,316	60,960

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)は供給量見込み

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

- ・ 病状が安定期にあり、主治医がリハビリテーションを必要と認めた居宅の要支援・要介護者に対し、介護老人保健施設、介護医療院、病院、診療所等において、心身機能の維持回復を目的として理学療法、作業療法その他のリハビリテーションを日帰りで行います。

単位：人／月、回／月

		実績			計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
通所リハビリテーション	(人)	963	995	811	1,040	1,064	1,084
	(回)	7,478	7,749	5,965	8,040	8,137	8,257
介護予防 通所リハビリテーション	(人)	135	164	147	224	261	303
合計	(人)	1,098	1,159	958	1,264	1,325	1,387
	(回)	7,478	7,749	5,965	8,040	8,137	8,257

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)は供給量見込み

※通所リハビリテーション(介護給付)の対象は要介護1～5の人

※介護予防通所リハビリテーション(予防給付)の対象は要支援1～2の人

※介護予防通所リハビリテーションは、月あたり包括報酬のため回数は設定できない

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

- ・要支援・要介護者に対し、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等への短期間の入所により、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話・支援及び機能訓練を行います。

単位：人／月、日／月

		実績			計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
短期入所生活介護	(人)	1,030	1,048	795	1,068	1,080	1,085
	(日)	8,466	8,414	7,327	8,804	8,859	8,885
介護予防 短期入所生活介護	(人)	19	21	12	24	25	27
	(日)	100	123	86	165	172	183
合計	(人)	1,049	1,069	807	1,092	1,105	1,112
	(日)	8,566	8,537	7,413	8,969	9,031	9,068

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）は供給量見込み

※短期入所生活介護（介護給付）の対象は要介護1～5の人

※介護予防短期入所生活介護（予防給付）の対象は要支援1～2の人

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

- ・病状が安定期にある要支援・要介護者に対し、介護老人保健施設、介護医療院等への短期間の入所により、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話・支援を行います。

単位：人／月、日／月

		実績			計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
短期入所療養介護	(人)	104	109	61	110	113	113
	(日)	898	917	607	913	940	940
介護予防 短期入所療養介護	(人)	0	1	0	1	1	1
	(日)	0	3	0	1	1	1
合計	(人)	104	110	61	111	114	114
	(日)	898	920	607	914	941	941

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）は供給量見込み

※短期入所療養介護（介護給付）の対象は要介護1～5の人

※介護予防短期入所療養介護（予防給付）の対象は要支援1～2の人

⑩福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

- 心身の機能の低下により日常生活を営むのに支障がある要支援・要介護者に対し、日常生活上の便宜を図るための用具及び機能訓練のために必要な福祉用具を貸与します。

単位：人／月

	実績			計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
福祉用具貸与	7,436	7,894	8,324	8,658	9,079	9,469
介護予防福祉用具貸与	1,307	1,402	1,459	1,640	1,773	1,904
合計	8,743	9,296	9,783	10,298	10,852	11,373

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）は供給量見込み

※福祉用具貸与（介護給付）の対象は要介護1～5の人

※介護予防福祉用具貸与（予防給付）の対象は要支援1～2の人

⑪特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

- 入浴又は排せつの用に供するような衛生上貸与に適さない福祉用具を購入した要支援・要介護者に対して、購入費を支給します。

単位：件／月

	実績			計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
特定福祉用具購入	142	141	149	145	147	148
特定介護予防福祉用具購入	40	35	35	35	35	35
合計	182	176	184	180	182	183

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）は供給量見込み

※特定福祉用具購入（介護給付）の対象は要介護1～5の人

※特定介護予防福祉用具購入（予防給付）の対象は要支援1～2の人

⑫居宅介護住宅改修・介護予防住宅改修

- ・手すりの取付け、段差解消などの住宅改修を行った要支援・要介護者に対して、改修費を支給します。

単位:件/月

	実績			計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
居宅介護住宅改修	94	102	86	103	104	104
介護予防住宅改修	45	46	39	47	47	47
合計	139	148	125	150	151	151

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)は供給量見込み

※居宅介護住宅改修(介護給付)の対象は要介護1～5の人

※介護予防住宅改修(予防給付)の対象は要支援1～2の人

⑬居宅介護支援・介護予防支援

- ・要支援・要介護者からの依頼を受け、日常生活を営むために必要な介護サービス又は介護予防サービスを適切に利用することを目的に、心身の状況、おかれている環境、本人及び家族の希望等を勘案し、利用するサービス等の種類、内容、担当者等を定めた計画を作成します。
- ・サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
- ・居宅介護支援は、居宅介護支援事業者、介護予防支援は、熟年相談室が行います。

単位:人/月

	実績			計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
居宅介護支援	10,986	11,517	11,853	12,484	13,015	13,494
介護予防支援	1,577	1,701	1,754	1,968	2,117	2,261
合計	12,563	13,218	13,607	14,452	15,132	15,755

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)は供給量見込み

※居宅介護支援(介護給付)の対象は要介護1～5の人

※介護予防支援(予防給付)の対象は要支援1～2の人

〈 要介護者等に対する生活期リハビリテーション提供体制の検討 〉

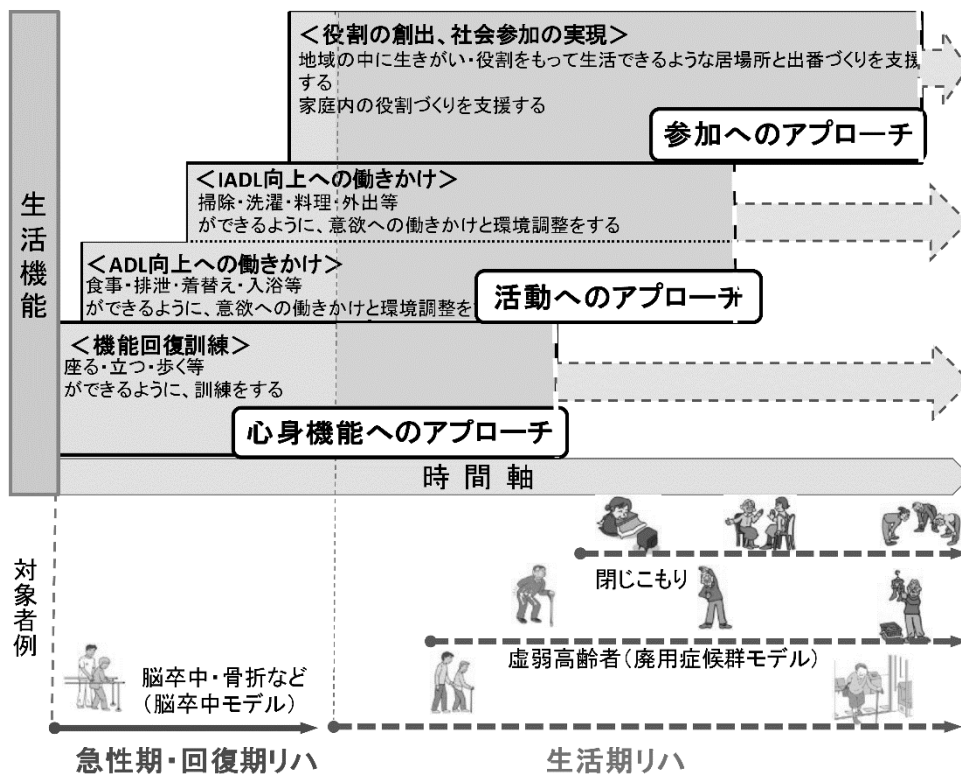
【1】生活期リハビリテーション体制整備の必要性

リハビリテーションは、単なる心身機能向上のための機能回復訓練のみではなく、潜在する能力を最大限に発揮させ、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能にし、その自立を促すものです。

医療依存度の高い要介護者が増加する中、医療保険で実施する急性期、回復期のリハビリテーション、さらには認知症も含めた介護者の負担軽減を図ることから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへの切れ目のないサービス提供体制の構築が求められています。

ここでは、国の示す「リハビリテーションの手引き」※の指標を用いて、区的生活期リハビリテーション提供体制に係る現状を把握・分析するとともに、住み慣れた地域で自立した生活を送っていくために必要な生活期リハビリテーションを提供するための具体的な取組を検討していきます。

※出典：「介護保険事業（支援）計画における要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制の構築に関する手引き」（令和2年8月厚生労働省老健局老人保健課）



出典：「高齢者の地域における新たなリハビリテーションの在り方検討会報告書（平成27年3月）」

【2】評価指標を用いた現状の分析

「リハビリテーションの手引き」に沿って、現状の把握と評価のため、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、介護老人保健施設及び介護医療院の4サービスについて、主に以下の指標を用いて検討しました。

ア サービス提供事業所数

前記のサービスのうち、介護医療院を除くサービスについて、本区の事業所数は、いずれも東京都の平均を上回っており（介護医療院については、データの出典時点(平成30年度)は本区には存在せず実績なし）、近隣区と比較しても同程度の事業所数があることが確認できました。

このことから、現状の本区の生活期リハビリテーション提供施設は、東京都の標準的な水準にあり、必要なサービスを利用できる状態にあると考えられます。

イ 利用率

本区の介護老人保健施設及び介護医療院の利用率は、全国や東京都の平均、近隣区と大きな差はなく、病院での急性期・回復期のリハビリテーションを受けたのち、介護老人保健施設でのリハビリテーションを経て居宅生活に戻っていくという一連の流れができていていることが示唆されています。

一方、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの利用率は、おおむね全国や東京都の平均、近隣区よりも低い数値となっており、居宅生活に戻ってからの生活期リハビリテーションについて、提供施設は備えているものの、他自治体ほど利用が進んでいない可能性があることも示唆されました。

ウ 二つの指標を用いた分析から見えてくること

本区には、多くの通所介護事業所や訪問看護事業所が設置されており、サービス提供の中で利用者に向けて、機能訓練指導員等により身体機能の向上につながるような助言などを行っている場合があります。

しかしながら、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション事業所といった提供施設の整備は進んでいることから、今後はより専門的かつ適切なサービスを必要としている要介護者等が利用できるよう、生活期リハビリテーションの重要性の認知を促進するとともに、ケアマネジャーが作成するケアプランの一層の充実に向けた取組が重要となります。

【3】現状を踏まえた目標と今後の取組

生活期リハビリテーションを必要とする要介護者等が適切にサービス利用することを促進していくためには、利用者やケアマネジャーが生活期リハビリテーションの重要性に対する意識をより高めていくことが重要です。

そのため、ケアマネジャーをはじめとした介護従事者、あるいは医療従事者も対象とした、生活期リハビリテーションに係る研修等を実施していきます。

こうした取組を通じて、生活期リハビリテーションの重要性や知識などを深め、関係者間での情報共有や顔の見える関係づくり、さらには連携の促進が図れるよう検討していきます。

(2) 居住系サービス

① 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

- ・ 有料老人ホーム、ケアハウス等に入居している要支援・要介護者等に対し、当該施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話・支援、機能訓練、療養上の世話を行います。

単位：人／月

	実績			計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
特定施設入居者生活介護	1,421	1,526	1,609	1,804	1,912	2,014
介護予防 特定施設入居者生活介護	167	171	160	172	182	192
合計	1,588	1,697	1,769	1,976	2,094	2,206

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)は供給量見込み

※特定施設入居者生活介護(介護給付)の対象は要介護1～5の人

※介護予防特定施設入居者生活介護(予防給付)の対象は要支援1～2の人

(3) 施設サービス

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- ・介護老人福祉施設に入所している要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

単位：人／月

	実績			計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護老人福祉施設	1,692	1,745	1,705	1,930	2,079	2,147

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績
 ※令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）は供給量見込み

〈 2040年を見据えた特別養護老人ホームの整備について 〉

- ・今後、高齢化の進行による施設需要の増加、家族の介護離職防止の観点から施設の整備が求められています。一方で、現役世代も減少していく中で、財政負担や人材確保などの介護保険制度の持続可能性の確保が課題となっています。区では2040年を見据えた中長期的な視野に立ち、計画的に特別養護老人ホームの整備を進めていきます。

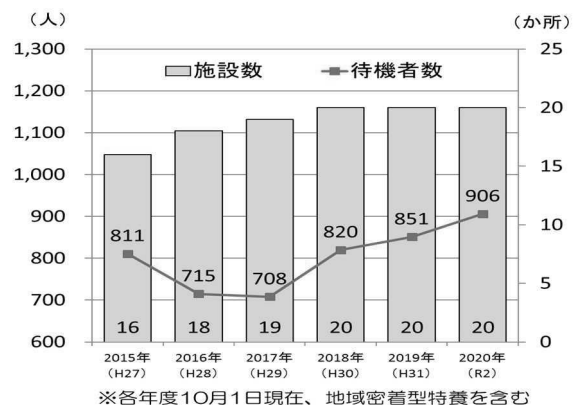
【1】施設整備における課題

高齢化の進行による社会保障費の増に加え、現役世代の減少に伴う税収の減、担い手不足が見込まれる中、特別養護老人ホームの整備には次の課題があります。

- (1) 建設・維持に多額の財政負担と介護保険料への影響
- (2) 介護人材の不足
- (3) 高齢者が減少した際は供給過多
- (4) 既存施設の老朽化による改築の可能性
- (5) 建設用地として広い土地が必要

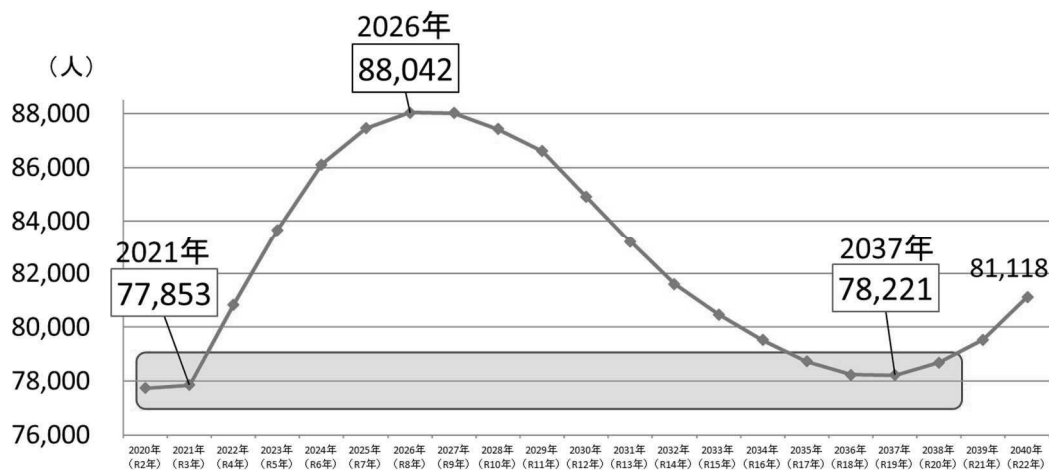
【2】施設数と待機者数の推移

第6期と第7期の6年間では、待機者数は平均800人となっています。



【3】75歳以上の第1号被保険者数の推計

介護が必要な状態になりやすい75歳以上の被保険者数は、令和8年度(2026年)の1回目のピークを経て、令和19年度(2037年)まで減少し続け、その後は再び増加に転じます。



※江戸川区「施策策定のための人口等基礎分析(中位推計値)」を基に算出

【4】第8期計画期間中の整備スケジュール(予定)

	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
東小松川一丁目	既存20施設 合計1,643床	20床増床予定 合計1,663床		
北小岩一丁目		80床開設予定 合計1,743床		
南葛西三丁目			115床開設予定 合計1,858床	

※地域密着型を含む

【5】施設整備の中長期的な考え方

- (1) 後期高齢者である75歳以上の被保険者数の推計から、令和8年度(2026年)のピーク後の減少局面を踏まえて整備していく必要があります。
- (2) 同推計では、令和3年度(2021年)と令和19年度(2037年)の75歳以上の被保険者数がいずれも約7万8千人となっており、現在の需要数と同水準の整備が一つの目安と考えられます。
- (3) 今後、既存施設の建て替えによる増床も想定される中で、令和6年度以降においては、緊急性の高い待機者の数等を勘案しながら、必要最低限の新規整備を行っていきます。

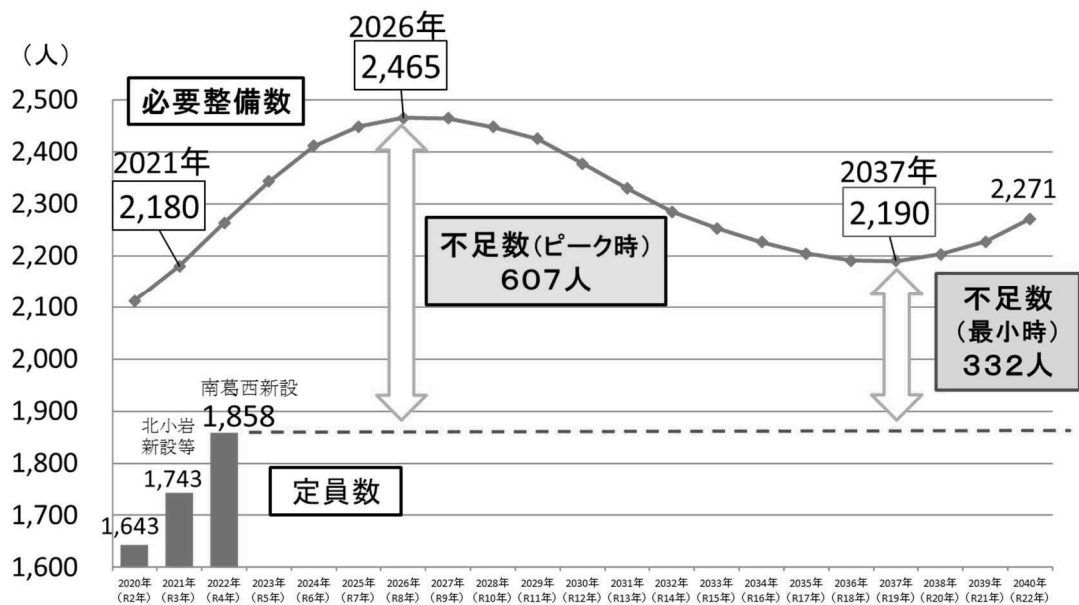
【6】必要整備数の推計

特別養護老人ホームの入所申込の際には、本人の状況、介護者の状況、住まいの状況などを総合的に勘案し、優先度を算出しています。施設整備における前述の課題を踏まえ、優先度が特に高い方が速やかに入所できることを基本とし、次のとおり必要整備数を推計します。

① 令和2年10月の特別養護老人ホーム待機者：906人
うち、優先度が特に高い方：62.1%

② 現在の特別養護老人ホーム定員 + 待機者のうち優先度が特に高い方
1,643人(地域密着型を含む20施設) + 563人(906人×62.1%) = 2,206人
⇒ 2,206人を令和2年10月の必要整備数とする

③ 2,206人は、75歳以上の被保険者数77,732人(令和2年9月末現在)の2.8%であるため、令和3年以降において75歳以上の被保険者推計の2.8%を特別養護老人ホームの必要整備数と想定



本区の75歳以上の被保険者数は、令和8年度(2026年)の1回目のピークを経て減少し、底を打つ令和19年度(2037年)の必要整備数の推計は2,190人となります。現在の特別養護老人ホームの定員に、令和3年度と4年度に開設予定の定員を加えると1,858人となり、令和19年度(2037年)の不足数は332人と推計されます。

【7】2040年を見据えた整備方針

- (1) 今後、既存施設の建て替えによる増床も想定される中で、2040年までを見据え、令和3年度に1施設、令和4年度に1施設を開設した後、令和8年度までに、あと330床程度を新規整備することを目標とします。
- (2) 計画的に整備するため、公募による事業者選定を実施します。
- (3) 令和8年度（2026年）の必要整備数のピークとの差に対しては、在宅生活を支える取組をさらに推進するとともに、自宅での介護が困難な方などが早い段階で施設におけるサービスを受けられるよう介護付有料老人ホームの空床を活用した区独自の特別養護老人ホーム待機者への支援等を実施します。
- (4) 本方針は、3年ごとの計画策定時において、75歳以上の被保険者数の推移、待機者数の状況等を踏まえ必要に応じて見直します。

【8】新規整備の主な条件等

- (1) 特別養護老人ホームの施設運営は、民設民営を基本とします。
- (2) 東京都の施設整備基本指針によりユニット型（個室）での整備を基本とします。ただし、低廉な価格での利用ニーズに配慮し、多床室の整備も必要となることから、100床以上の施設を整備する場合は、プライバシーを確保したうえで定員の3割を多床室とすることを原則とします。
- (3) 高齢者とともに障害者にも対応した短期入所生活介護を定員の1割併設するなど、共生社会の構築に資するサービスや機能を併設することを原則とします。

【9】今後の整備スケジュール（予定）

No		令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)
1	東小松川一丁目		20床 増床予定					
2	北小岩一丁目		80床 6月開設予定					
3	南葛西三丁目			115床 6月開設予定				
4	新規整備①		公募 1施設			開設		} 合計 330床程度
5	新規整備②		公募 1施設			開設		
6	新規整備③			公募 1施設		開設		

②介護老人保健施設

- ・ 介護老人保健施設に入所している要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行います。

単位：人／月

	実績			計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護老人保健施設	1,081	1,058	1,003	1,014	1,014	1,014

※平成 30・令和元年度は年度平均実績、令和 2 年度は 4 月～11 月審査分平均実績

※令和 3 年度（2021 年度）～5 年度（2023 年度）は供給量見込み

③介護療養型医療施設

- ・ 病院又は診療所の療養病床等に入院している要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行います。

単位：人／月

	実績			計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護療養型医療施設	115	44	10	9	8	0

※平成 30・令和元年度は年度平均実績、令和 2 年度は 4 月～11 月審査分平均実績

※令和 3 年度（2021 年度）～5 年度（2023 年度）は供給量見込み

※令和 5 年度に廃止予定（江戸川区内の介護療養型医療施設は、令和元年度までに介護医療院に転換済み）

④介護医療院

- ・ 長期にわたり療養が必要な要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行います。

単位：人／月

	実績			計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護医療院	2	61	93	124	125	130

※平成 30・令和元年度は年度平均実績、令和 2 年度は 4 月～11 月審査分平均実績

※令和 3 年度（2021 年度）～5 年度（2023 年度）は供給量見込み

(4) 地域密着型サービス

- ・地域密着型サービスは、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域での生活を継続できるように提供されるサービスです。
- ・利用者は区民に限定され、区が事業者の指定や監督を行います。
- ・地域密着型サービスには、以下の①から⑨のサービスがあります。
- ・なお、下記⑥⑦⑧には必要利用定員総数を設定します。必要利用定員総数を超えるような状態が生じた場合、区は事業者の指定を拒否することができるため、日常生活圏域ごとの過不足を見据え、事業者指定を行っていきます。

■地域密着型サービスの類型

- ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ②夜間対応型訪問介護
- ③地域密着型通所介護
- ④認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）
- ⑤小規模多機能型居宅介護
- ⑥認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）
- ⑦地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模介護専用型有料老人ホーム等）
- ⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）
- ⑨看護小規模多機能型居宅介護

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ・重度の要介護者を対象に、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、又はそれぞれが連携しながら、定期巡回訪問又は通報に応じた随時訪問による対応を行います。

単位：人／月

	実績			計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	38	46	46	62	85	119

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)は供給量見込み

〈 整備の方向性 〉

- ・在宅介護を支えるサービスの1つとして、事業者の参入意向と利用者のニーズを見極めつつ、区内にバランスよく整備することを目標とします。
- ・整備誘導にあたっては、必要に応じて国の交付金等を活用していきます。

〔 日常生活圏域別利用者数の見込み 〕

単位：人

日常生活圏域	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	日常生活圏域	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
北小岩	3	4	6	船堀	3	4	5
小岩	8	11	15	二之江	2	2	3
鹿骨	7	9	13	宇喜田・小島	5	7	10
瑞江	5	7	10	長島・桑川	2	3	4
篠崎	3	4	6	葛西南部	2	3	4
松江北	5	7	10	葛西中央	6	8	11
松江南	3	5	7	小松川平井	6	8	11
一之江	2	3	4	全区	62	85	119

②夜間対応型訪問介護

- ・在宅で生活する中・重度の要介護者に対し、夜間の定期的な巡回訪問又は通報に応じた随時訪問により、訪問介護員（ホームヘルパー）等が居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行います。

単位：人／月

	実績			計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
夜間対応型訪問介護	95	61	52	57	54	52

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）は供給量見込み

〈 整備の方向性 〉

- ・在宅介護を支えるサービスの1つとして、事業者の参入意向と利用者のニーズを見極めつつ、適正に運営できる事業者の確保を図ります。

〔 日常生活圏域別利用者数の見込み 〕

単位：人

日常生活圏域	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	日常生活圏域	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
北小岩	3	3	3	船堀	2	2	2
小岩	7	7	6	二之江	2	2	1
鹿骨	6	6	6	宇喜田・小島	5	4	4
瑞江	5	4	4	長島・桑川	2	2	2
篠崎	3	3	3	葛西南部	2	2	2
松江北	5	4	4	葛西中央	5	5	5
松江南	3	3	3	小松川平井	5	5	5
一之江	2	2	2	全区	57	54	52

③地域密着型通所介護

- ・要介護者に対し、定員 18 人以下のデイサービスセンター等において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を日帰りで行います。

単位：人／月、回／月

		実績			計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域密着型通所介護	(人)	2,215	2,200	1,912	2,174	2,164	2,143
	(回)	19,731	19,499	17,364	18,853	18,694	18,516

※令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)は供給量見込み

〈 整備の方向性 〉

- ・近年、小規模通所介護事業者が多く参入している状況から、事業者の実態把握を行いつつ利用者のニーズを見極めながら、質の向上に資するよう、適正な事業者指定に努めていきます。

〔 日常生活圏域別利用者数の見込み 〕

単位：人

日常生活圏域	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	日常生活圏域	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
北小岩	105	105	104	船堀	95	94	93
小岩	271	270	267	二之江	62	62	61
鹿骨	238	237	235	宇喜田・小島	174	173	171
瑞江	174	173	172	長島・桑川	68	67	67
篠崎	116	115	114	葛西南部	76	76	75
松江北	180	180	178	葛西中央	210	209	207
松江南	125	124	123	小松川平井	205	204	202
一之江	75	75	74	全区	2,174	2,164	2,143

④ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

(認知症デイサービス)

- ・ 認知症の要支援・要介護者に対し、デイサービスセンター等において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話・支援や機能訓練を日帰りで行います。

単位：人／月、回／月

		実績			計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
認知症対応型通所介護	(人)	286	282	251	274	269	264
	(回)	2,882	2,969	2,709	2,947	2,918	2,895
介護予防認知症対応型通所介護	(人)	1	1	1	1	1	1
	(回)	2	2	1	1	1	1
合計	(人)	287	283	252	275	270	265
	(回)	2,884	2,971	2,710	2,948	2,919	2,896

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)は供給量見込み

※認知症対応型通所介護(介護給付)の対象は要介護1～5の人

※介護予防認知症対応型通所介護(予防給付)の対象は要支援1～2の人

〈 整備の方向性 〉

- ・ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等、他の介護サービスとの併設も視野に入れ、整備を行っていきます。
- ・ 整備にあたっては、必要に応じて国の交付金等を活用していきます。

〔 日常生活圏域別利用者数の見込み 〕

単位：人

日常生活圏域	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	日常生活圏域	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
北小岩	13	13	13	船堀	12	12	12
小岩	34	34	33	二之江	8	8	8
鹿骨	30	30	29	宇喜田・小島	22	22	21
瑞江	22	22	21	長島・桑川	8	8	8
篠崎	15	14	14	葛西南部	10	9	9
松江北	23	22	22	葛西中央	27	26	26
松江南	16	16	15	小松川平井	26	25	25
一之江	9	9	9	全区	275	270	265

⑤小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

- ・ 要支援・要介護者に対し、通い、訪問又は泊まりのサービスを提供し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話・支援及び機能訓練を行います。

単位：人／月

	実績			計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
小規模多機能型居宅介護	241	255	251	270	297	324
介護予防 小規模多機能型居宅介護	17	22	18	20	22	24
合計	258	277	269	290	319	348

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)は供給量見込み

※小規模多機能型居宅介護(介護給付)の対象は要介護1～5の人

※介護予防小規模多機能型居宅介護(予防給付)の対象は要支援1～2の人

〈 整備の方向性 〉

- ・ 在宅生活を継続するために必要なサービスと位置づけ、日常生活圏域ごとに整備することを目標とします。
- ・ 整備誘導にあたっては、必要に応じて国の交付金等を活用し、空白圏域については、区独自の支援策を実施していきます。
- ・ 単独での整備が難しい場合には、認知症高齢者グループホームなどとの併設型も視野に含めて検討していきます。

〔 日常生活圏域別利用者数の見込み 〕

単位：人

日常生活圏域	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	日常生活圏域	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
北小岩	14	15	17	船堀	13	14	15
小岩	36	40	43	二之江	8	9	10
鹿骨	32	35	38	宇喜田・小島	23	25	28
瑞江	23	26	28	長島・桑川	9	10	11
篠崎	16	17	18	葛西南部	10	11	12
松江北	24	27	29	葛西中央	28	31	34
松江南	17	18	20	小松川平井	27	30	33
一之江	10	11	12	全区	290	319	348

⑥ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)

- ・ 認知症の要支援・要介護者に対し、認知症高齢者グループホームにおいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話・支援及び機能訓練を行います。

単位:人/月

	実績			計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
認知症対応型共同生活介護	628	652	665	710	745	781
介護予防 認知症対応型共同生活介護	9	11	9	9	10	10
合計	637	663	674	719	755	791

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)は供給量見込み

※認知症対応型共同生活介護(介護給付)の対象は要介護1～5の人

※介護予防認知症対応型共同生活介護(予防給付)の対象は要支援2の人

〈 整備の方向性 〉

- ・ 今後も増加が見込まれる認知症の人に対する居住系サービスの主流として位置づけていきます。
- ・ 日常生活圏域ごとにみると、現状の整備状況に偏在がみられることから、事業者の参入意向を考慮しながらも、ある程度均等に整備されるよう誘導を図っていきます。
- ・ 整備にあたっては、必要に応じて国の交付金等を活用していきます。

〔 日常生活圏域別利用者数の見込み 〕

単位:人

日常生活圏域	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	日常生活圏域	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
北小岩	35	36	38	船堀	31	33	35
小岩	90	94	99	二之江	21	22	23
鹿骨	79	83	87	宇喜田・小島	57	60	63
瑞江	58	61	63	長島・桑川	22	24	25
篠崎	38	40	42	葛西南部	25	26	28
松江北	60	63	66	葛西中央	69	73	76
松江南	41	43	45	小松川平井	68	71	74
一之江	25	26	27	全区	719	755	791

[日常生活圏域別必要利用定員総数及びか所数の見込み]

日常生活圏域	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	定員	か所	定員	か所	定員	か所
北小岩	36	2	36	2	36	2
小岩	81	5	81	5	99	6
鹿骨	124	7	124	7	124	7
瑞江	54	3	54	3	54	3
篠崎	63	3	63	3	63	3
松江北	54	3	54	3	72	4
松江南	45	2	45	2	45	2
一之江	9	1	27	2	27	2
船堀	18	1	36	2	36	2
二之江	35	2	35	2	35	2
宇喜田・小島	54	3	54	3	54	3
長島・桑川	36	2	36	2	36	2
葛西南部	18	1	18	1	18	1
葛西中央	90	5	90	5	90	5
小松川平井	54	3	72	4	72	4
全区	771	43	825	46	861	48

⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

(小規模介護専用型有料老人ホーム等)

- ・定員が 29 人以下の介護専用型有料老人ホーム、ケアハウス等に入居している要介護者に対し、当該施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。

単位:人/月

	実績			計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域密着型特定施設入居者生活介護	16	18	17	18	18	18

※平成 30・令和元年度は年度平均実績、令和 2 年度は 4 月～11 月審査分平均実績
 ※令和 3 年度 (2021 年度)～5 年度 (2023 年度) は供給量見込み

〈 整備の方向性 〉

- ・他の地域密着型サービスとの併設など、事業者の参入意向を踏まえながら整備を検討していきます。

〔 日常生活圏域別利用者数の見込み 〕

単位:人

日常生活圏域	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	日常生活圏域	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
北小岩	1	1	1	船堀	1	1	1
小岩	2	2	2	二之江	1	1	1
鹿骨	2	2	2	宇喜田・小島	1	1	1
瑞江	1	1	1	長島・桑川	1	1	1
篠崎	1	1	1	葛西南部	1	1	1
松江北	1	1	1	葛西中央	2	2	2
松江南	1	1	1	小松川平井	1	1	1
一之江	1	1	1	全区	18	18	18

〔 日常生活圏域別必要利用定員総数及びか所数の見込み 〕

日常生活圏域	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	定員	か所	定員	か所	定員	か所
北小岩	0	0	0	0	0	0
小岩	0	0	0	0	0	0
鹿骨	0	0	0	0	0	0
瑞江	0	0	0	0	0	0
篠崎	18	1	18	1	18	1
松江北	0	0	0	0	0	0
松江南	0	0	0	0	0	0
一之江	0	0	0	0	0	0
船堀	0	0	0	0	0	0
二之江	0	0	0	0	0	0
宇喜田・小島	0	0	0	0	0	0
長島・桑川	0	0	0	0	0	0
葛西南部	0	0	0	0	0	0
葛西中央	0	0	0	0	0	0
小松川平井	0	0	0	0	0	0
全区	18	1	18	1	18	1

⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(小規模特別養護老人ホーム)

- ・定員が29人以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所している要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

単位：人／月

	実績			計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	50	49	48	20	20	20

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）は供給量見込み

〈 整備の方向性 〉

- ・施設の形態としては、通いの機能など地域との交流が可能なサービスとの併設型を基調とします。
- ・整備にあたっては、必要に応じ国の交付金等を活用していきます。

〔 日常生活圏域別利用者数の見込み 〕

単位：人

日常生活圏域	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	日常生活圏域	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
北小岩	1	1	1	船堀	1	1	1
小岩	2	2	2	二之江	1	1	1
鹿骨	2	2	2	宇喜田・小島	1	1	1
瑞江	1	1	1	長島・桑川	1	1	1
篠崎	1	1	1	葛西南部	1	1	1
松江北	2	2	2	葛西中央	2	2	2
松江南	1	1	1	小松川平井	2	2	2
一之江	1	1	1	全区	20	20	20

[日常生活圏域別必要利用定員総数及びか所数の見込み]

日常生活圏域	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	定員	か所	定員	か所	定員	か所
北小岩	0	0	0	0	0	0
小岩	0	0	0	0	0	0
鹿骨	20	1	20	1	20	1
瑞江	0	0	0	0	0	0
篠崎	0	0	0	0	0	0
松江北	0	0	0	0	0	0
松江南	0	0	0	0	0	0
一之江	0	0	0	0	0	0
船堀	0	0	0	0	0	0
二之江	0	0	0	0	0	0
宇喜田・小島	0	0	0	0	0	0
長島・桑川	0	0	0	0	0	0
葛西南部	0	0	0	0	0	0
葛西中央	0	0	0	0	0	0
小松川平井	0	0	0	0	0	0
全区	20	1	20	1	20	1

⑨看護小規模多機能型居宅介護

- ・医療ニーズの高い要介護者に対し、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて看護職員が居宅を訪問し、療養上の世話又は必要な診療の補助（訪問看護）を行います。

単位：人／月

	実績			計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
看護小規模多機能型居宅介護	21	20	19	19	39	68

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）は供給量見込み

〈 整備の方向性 〉

- ・在宅生活を継続するために必要なサービスとして位置づけ、区内にバランスよく整備することを目標とします。
- ・整備誘導にあたっては、必要に応じて国の交付金等を活用し、空白圏域については、区独自の支援策を実施していきます。

〔 日常生活圏域別利用者数の見込み 〕

単位：人

日常生活圏域	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	日常生活圏域	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
北小岩	1	2	3	船堀	1	2	3
小岩	2	5	9	二之江	1	1	2
鹿骨	2	4	8	宇喜田・小島	1	3	5
瑞江	1	3	5	長島・桑川	1	1	2
篠崎	1	2	4	葛西南部	1	2	2
松江北	1	3	6	葛西中央	2	4	7
松江南	1	2	4	小松川平井	2	4	6
一之江	1	1	2	全区	19	39	68

(5) 介護予防・生活支援サービス

①訪問型サービス・通所型サービス

- ・要支援 1～2 及び基本チェックリストの実施による介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対し、区が指定する介護サービス事業者等、多様な担い手が日常生活の手助けとなる訪問型、通所型などの生活機能維持向上のためのサービスを提供します。

単位：人／月

	実績			計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問型サービス	1,714 人	1,627 人	1,527 人	1,733 人	1,799 人	1,855 人
通所型サービス	3,222 人	3,191 人	2,641 人	3,398 人	3,527 人	3,636 人
合計	4,936 人	4,818 人	4,168 人	5,131 人	5,326 人	5,491 人

※平成 30・令和元年度は年度平均実績、令和 2 年度は 4 月～11 月審査分平均実績

※令和 3 年度（2021 年度）～5 年度（2023 年度）は利用見込み

〈 整備の方向性 〉

- ・介護予防を目的とし、自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう実施します。
- ・通所型サービスを中心に、介護事業者に加え N P O 法人など多様な主体による多様なサービスが創設されるなど順調に推移しています。今後は、通所型サービスだけではなく訪問型サービスも含めて、多様な主体による多様なサービスの導入を推進していくことにより、介護予防・日常生活に係る効果的な支援を実施します。

(6) 地域支援事業の主要事業と事業量の見込み

以下は、江戸川区における地域支援事業の主要事業と事業量の見込みです。

〔 地域支援事業の主要事業と事業量の見込み 〕

事業の分類	主要事業名		事業量見込み		
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
① 介護予防・日常生活支援総合事業	サービス訪問型	国基準と同等又は緩和型サービス	21,000 件	21,800 件	22,500 件
	サービス通所型	国基準と同等又は緩和型サービス	41,300 件	42,900 件	44,200 件
	介護予防ケアマネジメント		43,200 件	44,900 件	46,300 件
	介護予防教室		2,000 人	2,000 人	2,000 人
	熟年介護サポーター		470 人	510 人	550 人
	介護予防把握事業		72,200 人	72,300 人	73,600 人
② 包括的支援事業	総合相談・支援		実施	実施	実施
	高齢者の権利擁護		実施	実施	実施
	包括的・継続的ケアマネジメント支援		実施	実施	実施
	生活支援体制整備		実施	実施	実施
	医療・介護連携		実施	実施	実施
	認知症施策の推進		実施	実施	実施
③ 任意事業	介護者交流会等		1,500 人	1,500 人	1,500 人

2 介護保険財政の実績と見込み

(1) 介護保険財政の3年間のまとめ

① 保険給付費等決算額

[保険給付費等決算額]

	平成30年度		令和元年度		令和2年度(予算)	
	給付費(千円)	構成比	給付費(千円)	構成比	給付費(千円)	構成比
居宅サービス給付費	20,426,116	54.71%	21,724,594	55.36%	23,805,379	55.37%
施設サービス給付費	9,667,400	25.89%	9,913,851	25.26%	10,653,851	24.78%
地域密着型サービス給付費	5,269,526	14.11%	5,376,078	13.70%	6,015,864	13.99%
高額介護サービス費	1,008,345	2.70%	1,152,519	2.94%	1,351,528	3.14%
高額医療合算介護サービス費	70,886	0.19%	169,669	0.43%	158,565	0.37%
特定入所者介護サービス費	855,220	2.29%	862,231	2.20%	962,171	2.24%
審査支払手数料	40,126	0.11%	42,753	0.11%	43,928	0.10%
保険給付費計	37,337,621	100.00%	39,241,694	100.00%	42,991,286	100.00%
地域支援事業費	1,941,452		1,912,212		2,174,128	
合計	39,279,073		41,153,907		45,165,414	

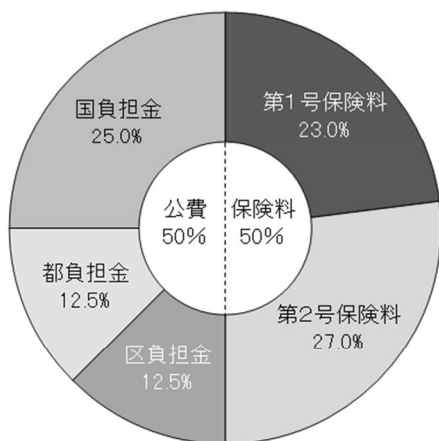
※各費目には、介護予防分を含む

※各計数は表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しない場合がある

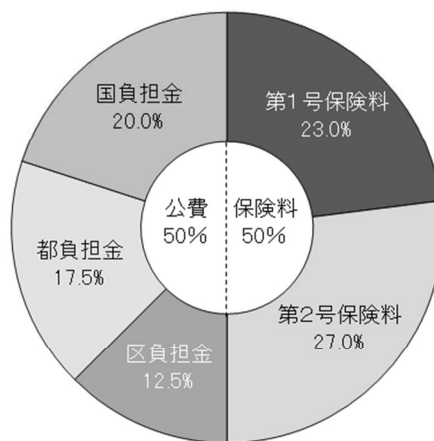
(2) 保険給付費財源の財源構成及び内訳

〔 第7期介護保険給付費の財源構成 〕

居宅サービス給付費

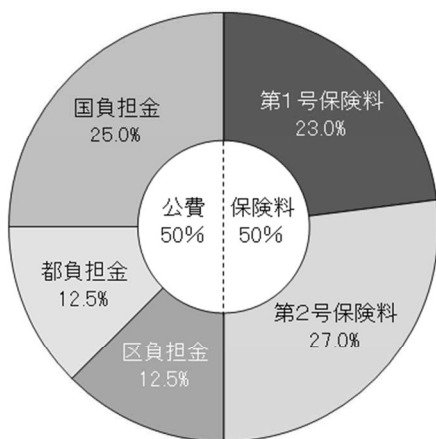


施設サービス等給付費

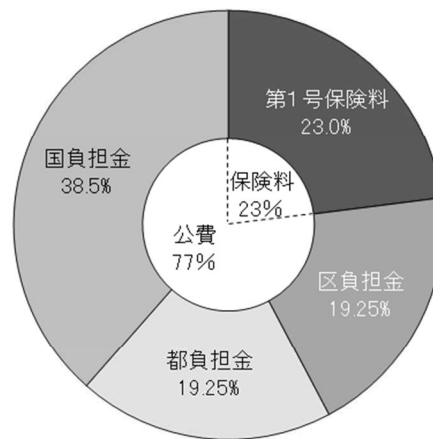


〔 第7期地域支援事業費の財源構成 〕

介護予防・日常生活支援総合事業費



包括的支援事業費、任意事業費



※国負担金には、調整交付金を含む

[保険給付費財源内訳]

		平成30年度		令和元年度		令和2年度(予算)	
		負担額 (千円)	構成比	負担額 (千円)	構成比	負担額 (千円)	構成比
公費・保険料対象給付費総額		39,279,073	100.00%	41,153,907	100.00%	45,165,414	100.00%
公 費	国庫負担金	7,351,545	18.72%	7,712,850	18.74%	8,430,593	18.67%
	調整交付金	1,545,704	3.94%	1,755,880	4.26%	1,634,132	3.62%
	東京都負担金	5,644,130	14.37%	5,908,864	14.36%	6,494,872	14.38%
	区負担金	4,945,531	12.59%	5,182,990	12.59%	5,688,785	12.60%
	公 費 計	19,486,910	49.61%	20,560,584	49.96%	22,248,382	49.26%
保 険 料	第2号被保険者の保険料	10,460,556	26.63%	10,966,495	26.65%	12,022,223	26.62%
	第1号被保険者の保険料	9,002,604	22.92%	8,420,911	20.46%	9,229,598	20.44%
	介護給付費準備基金取崩額	224,691	0.57%	836,696	2.03%	1,031,067	2.28%
	低所得者保険料軽減分	104,312	0.27%	369,221	0.90%	634,144	1.40%
	保険料計	19,792,163	50.39%	20,593,323	50.04%	22,917,032	50.74%

※公費・保険料は、次年度で精算するため、当該年度の介護保険事業特別会計決算額とは一致しない

※公費・保険料対象給付費総額は、返還金等が生じているため、当該年度の保険給付費決算額とは一致しない

※各計数は表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しない場合がある

(3) 保険料の収納状況及び使途

[第1号被保険者の保険料収納状況及び使途]

			平成30年度		令和元年度		令和2年度(予算)	
			収納額 (千円)	収納率	収納額 (千円)	収納率	収納額 (千円)	収納率
保険料収納額			9,756,442	95.81%	9,574,848	96.29%	9,242,484	95.70%
内 訳	現年分	特別徴収	8,358,662	100.00%	8,254,522	100.00%	8,030,414	100.00%
		普通徴収	1,308,159	88.73%	1,243,164	89.41%	1,154,208	86.85%
	滞納繰越分		89,621	24.50%	77,161	24.32%	57,863	19.38%

		支出額 (千円)	構成比	支出額 (千円)	構成比	支出額 (千円)	構成比
		使 途 内 訳	保険給付費	8,686,864	89.04%	8,250,380	86.16%
地域支援事業費	355,269		3.64%	317,413	3.32%	369,212	3.99%
介護給付費準備基金積立金	703,603		7.21%	997,053	10.41%	1	0.00%
その他(還付金等)	10,706		0.11%	10,000	0.10%	11,041	0.12%

※各計数は表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しない場合がある

(4) 介護給付費準備基金

- ・令和2年度末の基金残高見込み額は約36億2,447万円となっています。

3 保険給付費等及び保険料の見込み額

(1) 保険給付費を推計する上での主な留意点

- ・新型コロナウイルス感染症の流行下における自粛・行動抑制等が、高齢者の心身の状況に影響を与えている可能性があります。
- ・令和3年度(2021年度)介護報酬改定は、「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保」を図るため、改定率全体としては0.7%の引き上げが行われます。
- ・介護保険制度の持続可能性の確保の観点から、令和3年8月より、特定入所者介護サービス費の食費居住費の助成及び高額介護サービス費における自己負担上限額の見直しが行われます。

(2) 計画期間における保険給付費等見込み額

- ・上記の留意点に加え、高齢化の進展による介護需要の自然増を考慮した上で、必要なサービス見込み量を推計した結果、第8期(令和3年度～令和5年度)の3年間に必要な保険給付費等は、合計で約1,493億円と見込まれます。

[保険給付費等見込み額]

単位:千円

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合計
居宅サービス給付費	25,852,954	27,217,525	28,445,022	81,515,501
地域密着型サービス給付費	5,701,471	5,853,540	6,186,104	17,741,115
施設サービス給付費	11,324,030	12,091,646	12,516,385	35,932,061
特定入所者介護サービス費	816,968	737,252	756,809	2,311,030
その他の給付費	1,602,619	1,676,733	1,752,247	5,031,599
地域支援事業費	2,196,986	2,255,954	2,305,508	6,758,448
合計	47,495,028	49,832,650	51,962,074	149,289,752

※居宅サービス給付費には、居宅介護支援費、特定福祉用具購入費、住宅改修費を含む

※その他の給付費は、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料の合計

※各計数は表示単位未満四捨五入のため、合計に一致しない場合がある

〔 地域支援事業の費用見込み額 〕

単位:千円

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合 計
介護予防・日常生活支援総合事業	1,524,572	1,580,869	1,628,554	4,733,995
包括的支援事業・任意事業	672,414	675,085	676,954	2,024,453
合 計	2,196,986	2,255,954	2,305,508	6,758,448

※各計数は表示単位未満四捨五入のため、合計に一致しない場合がある

(3) 介護給付費準備基金の活用

- ・江戸川区では、第7期計画期間においても安定した介護保険財政の運営が進められており、令和2年度末の介護給付費準備基金残高は約36億2,447万円になると見込まれています。この基金の一部を取り崩すことにより、第8期保険料の上昇抑制に充てることが可能です。
- ・第8期においては、約31億6千万円を投入し、保険料の上昇を抑えるために活用します。

(4) 第8期介護保険事業計画における介護保険料〈保険料基準額〉

- ・(1) から(3) までの諸条件等をもとに、第8期(令和3年度～令和5年度)の保険給付費等をまかなうための第1号被保険者の保険料を試算すると、以下のとおりとなります。

(保険料の算出方法は、144～145 ページを参照)

〔 第8期(令和3年度～令和5年度)の保険料基準額 〕

月額 5,900円

- ・介護報酬の改定等を踏まえ、サービス見込量等を精査するとともに、適正な負担水準等を考慮し、介護給付費準備基金を投入することにより、基準額を5,900円としました。

(5) 第1号被保険者の所得段階別保険料

- ・国においては、標準の段階設定を、第7期に引き続き9段階としています。ただし、段階を判断する基準所得金額については、第7期と比較し、7～9段階に変更がありました。
- ・江戸川区においては、より所得に見合った保険料を設定するため、国の標準段階にならない、所得区分及び料率の見直し、保険料段階の更なる多段階化を行い、第8期の保険料段階を16段階とした上で、一部料率を見直します。また、第1～3段階には第7期に引き続き公費を投入して、基準額に対する料率を引き下げ、低所得者に配慮した保険料とします。

〔 江戸川区における保険料段階の対応 〕

	第1期 (H12～ 14年度)	第2期 (H15～ 17年度)	第3期 (H18～ 20年度)	第4期 (H21～ 23年度)	第5期 (H24～ 26年度)	第6期 (H27～ 29年度)	第7期 (H30～ R2年度)	第8期 (R3～ R5年度)
江戸川区における 保険料段階	5段階	6段階	7段階	8段階 9区分	12段階 14区分	15段階	15段階	16段階
介護保険法 による 保険料段階	5段階以上	5段階以上	6段階以上	6段階以上	6段階以上	9段階以上	9段階以上	9段階以上

〔 第 8 期(令和 3 年度～令和 5 年度)における所得段階別保険料 〕

※保険料基準額:年額 70,800 円(月額 5,900 円)

所得段階	対 象 者		基準額に 対する料率	保険料 (月額)
第 1 段階	生活保護を受けている方		基準額 × 0.5	2,950 円
	住世 民 帯	老齢福祉年金の受給者 前年の公的年金等収入額及び合計所得金額の合計 額が 80 万円以下の方	↓ × 0.3 (公費投入 0.2)	↓ 1,770 円
第 2 段階	税 全 非	前年の公的年金等収入額及び合計所得金額の合計 額が 80 万円を超えて 120 万円以下の方	基準額 × 0.75 ↓ × 0.5 (公費投入 0.25)	4,425 円 ↓ 2,950 円
第 3 段階	課 員 税 が	前年の公的年金等収入額及び合計所得金額の合計 額が 120 万円を超える方	基準額 × 0.75 ↓ × 0.7 (公費投入 0.05)	4,425 円 ↓ 4,130 円
第 4 段階	住 民 税 非 課 税 者 が い る	本人が住民税非課税で、前年の公的年金等収入額及 び合計所得金額の合計額が 80 万円以下の方	基準額×0.90	5,310 円
第 5 段階	世 帯 税 課 税 者 が い る	本人が住民税非課税で、前年の公的年金等収入額及 び合計所得金額の合計額が 80 万円を超える方	基準額	5,900 円
第 6 段階	本 人 が 住 民 税 課 税 者 で あ る	合計所得金額が 120 万円未満の方	基準額×1.20	7,080 円
第 7 段階		合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	基準額×1.30	7,670 円
第 8 段階		合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	基準額×1.50	8,850 円
第 9 段階		合計所得金額が 320 万円以上 400 万円未満の方	基準額×1.70	10,030 円
第 10 段階		合計所得金額が 400 万円以上 500 万円未満の方	基準額×1.95	11,505 円
第 11 段階		合計所得金額が 500 万円以上 700 万円未満の方	基準額×2.20	12,980 円
第 12 段階		合計所得金額が 700 万円以上 900 万円未満の方	基準額×2.45	14,455 円
第 13 段階		合計所得金額が 900 万円以上 1,200 万円未満の方	基準額×2.70	15,930 円
第 14 段階		合計所得金額が 1,200 万円以上 2,000 万円未満の 方	基準額×3.00	17,700 円
第 15 段階		合計所得金額が 2,000 万円以上 3,000 万円未満の 方	基準額×3.30	19,470 円
第 16 段階	合計所得金額が 3,000 万円以上	基準額×3.60	21,240 円	

[参考 : 第 7 期(平成 30 年度～令和 2 年度)における所得段階別保険料]

※保険料基準額:年額 64,800 円(月額 5,400 円)

料率は令和 2 年度

所得段階	対象者		基準額に対する料率	保険料(月額)
第 1 段階	生活保護を受けている方		基準額 ×0.5 ↓	2,700 円
	住世	高齢福祉年金の受給者 前年の公的年金等収入額及び合計所得金額の合計額が 80 万円以下の方	×0.3 (公費投入 0.2)	↓ 1,620 円
第 2 段階	民帯 税 全 非	前年の公的年金等収入額及び合計所得金額の合計額が 80 万円を超えて 120 万円以下の方	基準額 ×0.75 ↓	4,050 円
			×0.5 (公費投入 0.25)	↓ 2,700 円
第 3 段階	員 課 税が	前年の公的年金等収入額及び合計所得金額の合計額が 120 万円を超える方	基準額 ×0.75 ↓ ×0.7 (公費投入 0.05)	4,050 円 ↓ 3,780 円
第 4 段階	が住 い民 る税 る課 世税 帯者	本人が住民税非課税で、前年の公的年金等収入額及び 合計所得金額の合計額が 80 万円以下の方	基準額 ×0.90	4,860 円
第 5 段階		本人が住民税非課税で、前年の公的年金等収入額及び 合計所得金額の合計額が 80 万円を超える方	基準額	5,400 円
第 6 段階	本 人 が 住 民 税 課 税 者	合計所得金額が 120 万円未満の方	基準額 ×1.20	6,480 円
第 7 段階		合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の方	基準額 ×1.30	7,020 円
第 8 段階		合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の方	基準額 ×1.50	8,100 円
第 9 段階		合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の方	基準額 ×1.70	9,180 円
第 10 段階		合計所得金額が 400 万円以上 500 万円未満の方	基準額 ×1.90	10,260 円
第 11 段階		合計所得金額が 500 万円以上 700 万円未満の方	基準額 ×2.10	11,340 円
第 12 段階		合計所得金額が 700 万円以上 900 万円未満の方	基準額 ×2.30	12,420 円
第 13 段階		合計所得金額が 900 万円以上 1,200 万円未満の方	基準額 ×2.50	13,500 円
第 14 段階	合計所得金額が 1,200 万円以上 2,000 万円未満の方	基準額 ×2.75	14,850 円	
第 15 段階	合計所得金額が 2,000 万円以上の方	基準額 ×3.00	16,200 円	

(6) 2025年、2040年のサービス水準の推計

- ・これまで、介護保険制度においては、介護サービスの確保のみならず、熟年者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことを可能としていくため、地域包括ケアシステムを深化・推進させてきました。
- ・第8期介護保険事業計画の策定にあたっては、団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)が近づく中、さらに先を展望し、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)に向け、地域の状況に応じた介護サービス基盤の整備や高齢者介護を支える人的基盤の確保が求められています。
- ・このことを踏まえ、保険給付費等の総額を推計した結果、令和元年度(決算額)の約412億円から、令和7年度(2025年度)には約542億円と約1.3倍に増加し、介護保険料(月額)も、7,100円程度に上昇すると見込まれます。さらに、令和22年度(2040年度)には、約562億円と約1.4倍に増加し、介護保険料(月額)も、8,400円程度に上昇すると見込まれます。




[令和7年(2025年)のサービス水準]

	令和7年度(2025年度)
保険給付費等	約542億円
介護保険料(月額)	7,100円程度

[令和22年(2040年)のサービス水準]

	令和22年度(2040年度)
保険給付費等	約562億円
介護保険料(月額)	8,400円程度

[参考 : 保険給付費算定までのながれ]

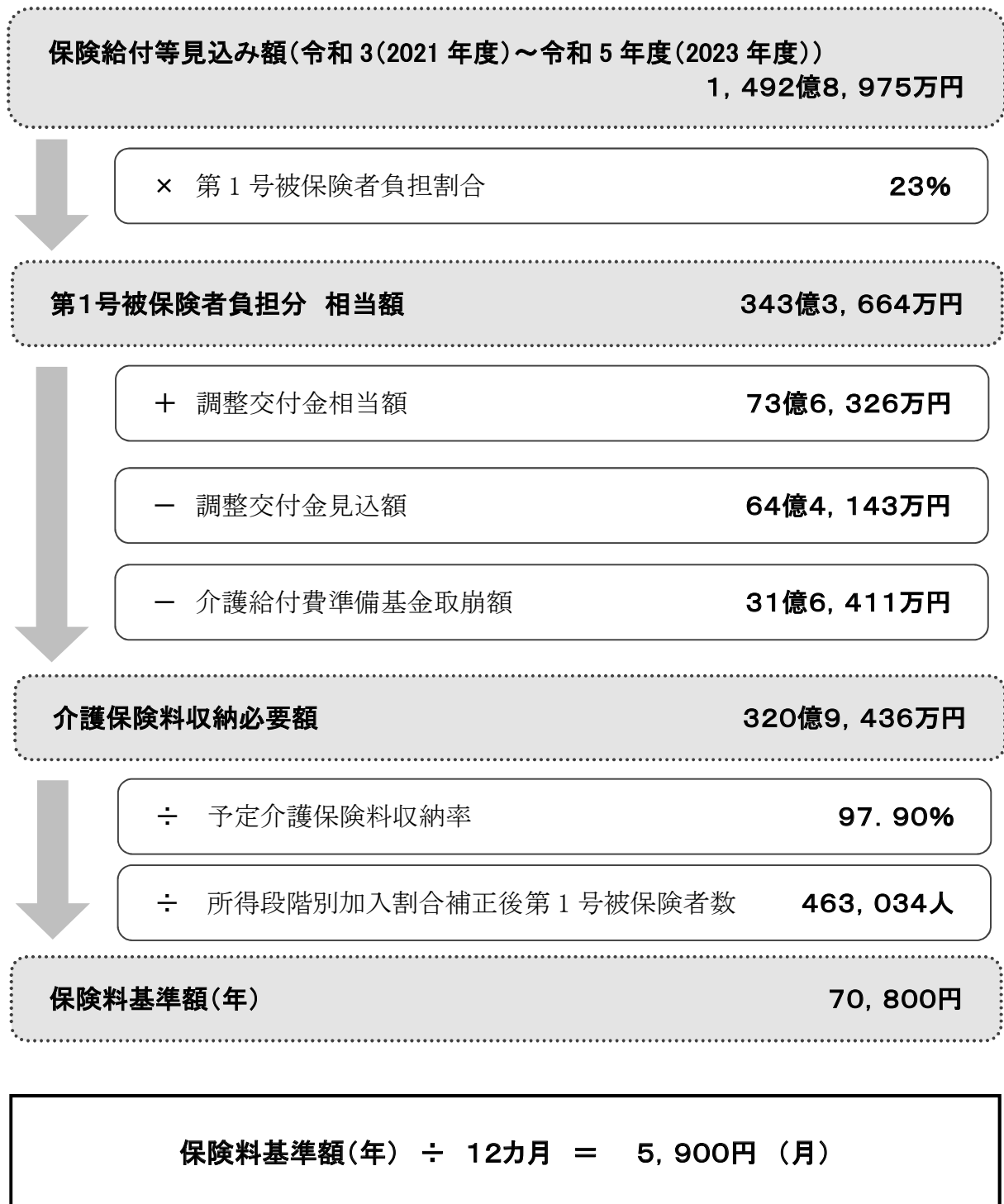
<p>人口及び 要介護認定者数 の推計</p> 	①	高齢者人口(第1号被保険者数)の推計 (令和3年度～令和5年度、以下同様)
	②	①に、実績を踏まえ、要介護認定者数を自然体推計 ・要介護認定者数＝被保険者数×要介護認定率
	③	②に、介護予防等施策を反映して、要介護認定者数を推計
<p>施設・居住系 サービス見込み量 の推計</p> 	④	③から、近年の実績を踏まえ、利用者数を自然体推計 ・要介護認定者数×各サービス利用率
	⑤	④に、今後のサービスの整備方針等を踏まえ、利用者数を設定して推計
<p>居宅サービス 見込み量の推計</p> 	⑥	③から⑤の施設・居住系サービス利用者数を除いた居宅サービス対象者数から、近年の実績を踏まえ、利用者数を自然体推計 ・居宅サービス対象者数(要介護認定者数－施設・居住系サービス利用者数)×各サービス利用率
	⑦	⑥に、今後のサービスの充実方針等を反映して、利用者数を推計
	⑧	⑦から、近年の実績を踏まえ、居宅サービス利用量を推計 ・居宅サービス利用者数×1人あたり利用回(日)数
<p>保険給付費 の推計</p>	⑨	施設・居住系サービス給付費＝利用者数×1人あたりサービス給付費 居宅サービス給付費＝利用量×1回(日)あたりサービス給付費 ・介護報酬改定率等の影響を反映する

※上記の「施設サービス」には、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む

※上記の「居住系サービス」は、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護を指す

※上記の「居宅サービス」は、居宅サービス及び地域密着型サービス(施設・居住系サービスに該当するサービスを除く)を指す

[参考 : 介護保険料基準額算定までの流れ]



4 介護保険事業を円滑に推進するための施策

(1) サービス利用等における低所得者への配慮

【現状】

- ・介護保険制度は、原則として利用料の一部を利用者が負担する仕組みとなっています。しかし、高額な利用料や住宅改修費の支払いが困難な人に対しては、円滑なサービス利用を進めるための助成制度等を設けています。

【方向】

- ・低所得者が必要なサービスを利用できるための支援を、以下のとおり、引き続き展開していきます。

〔法定事項〕 ・ 特定入所者介護サービス費

・ 高額介護サービス費

・ 高額医療合算介護サービス費

〔国・都の制度〕 ・ 生計困難者等への利用者負担額軽減制度事業

〔江戸川区〕 ・ 江戸川区介護保険サービス利用者負担額助成事業

〔独自制度〕 ・ 江戸川区高額介護サービス費等資金貸付事業

	実績		計画		
	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2020年度)	令和5年度 (2021年度)
特定入所者介護サービス費	862,231 千円	866,373 千円	816,968 千円	736,562 千円	758,942 千円
高額介護サービス費	1,152,519 千円	1,229,583 千円	1,367,733 千円	1,433,779 千円	1,500,333 千円
高額医療合算介護サービス費	169,669 千円	158,565 千円	185,375 千円	191,091 千円	197,516 千円
生計困難者等への 利用者負担額軽減制度事業					
・認定証交付者数	26 人	30 人	30 人	30 人	30 人
・事業者補助金	1,219 千円	1,889 千円	1,889 千円	1,889 千円	1,889 千円
介護保険サービス利用者 負担額の助成(区)					
・認定証交付者数	21 人	19 人	19 人	19 人	19 人
・助成額	2,154 千円	2,252 千円	2,137 千円	2,137 千円	2,137 千円
高額介護サービス費等資金 の貸付(区)	0 件 0 千円	1 件 100 千円	1 件 100 千円	1 件 100 千円	1 件 100 千円

(2) 介護人材の確保に向けた各種事業の実施

【現状】

- ・ 介護人材の新たな確保とともに、定着を図ることにより、中堅職員などを育成することが喫緊の課題となっています。

【方向】

- ・ 資格の取得を目指す学生等に、区内介護事業所での就労を条件に経費を助成する「介護福祉士育成給付金」や「介護職員初任者研修等受講費用助成事業」により、新規人材の確保を図ります。
- ・ 就労やボランティア活動を希望する方や介護に関心がある方などを対象に、「介護の担い手研修」や「介護はじめてセミナー」を開催し、裾野の拡大を図ります。
- ・ 区内介護保険サービス事業所を対象に、「介護人材採用力強化セミナー」を実施し、介護事業者が求める人材を適切に確保できるよう、職員採用や離職防止のノウハウの習得を支援します。
- ・ 災害時の二次避難所に指定され、災害対応職員を配置する事業者に宿舍借り上げ経費を補助する「介護職員宿舍借り上げ支援事業」により、人材確保とともに災害対策の推進を図ります。
- ・ 3年以内に6割が離職する現状を踏まえ、一定年数事業所で働いた常勤職員に対し、奨励金を支給する「介護・福祉人材緊急確保・定着奨励金事業」により、職員の定着と中堅職員の育成、ひいてはサービスの質向上を図ります。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護福祉士育成給付金	50 件	50 件	50 件	50 件	50 件
介護職員初任者研修等 受講費用助成事業	32 件	17 件	50 件	50 件	50 件
介護の担い手研修	104 人	90 人	100 人	100 人	100 人
介護はじめてセミナー	13 人	25 人	30 人	30 人	30 人
福祉のしごと相談会・面接 会	51 人	77 人	80 人	80 人	80 人
介護人材採用力強化セミナー	29 人	140 人※	60 人	60 人	60 人
介護職員宿舍借り上げ支 援事業	0 か所	1 か所	5 か所	6 か所	7 か所
介護・福祉人材緊急確保・ 定着奨励金事業	—	実施	継続	継続	継続

※動画視聴形式にて開催のため動画視聴回数

(3) サービスの質の向上のための方策

①介護サービス従事者の資質向上

【現状】

- ・サービスの質の向上を図るため、医療と介護の関係者による「顔の見える関係づくり」を進めております。さらには、多職種連携を目的とした各種研修を行い、資質の向上や連携体制の強化に取り組んでいます。

【方向】

- ・医療と介護の連携など多職種連携の推進を目的とした会議や研修などを開催し、さらなる体制強化などを進めていきます。

	実績		計画		
	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2020年度)	令和5年度 (2021年度)
多職種連携研修 (令和元年度) 意思決定支援、感染症予防、 生活保護制度、 成年後見制度 自立支援のための地域づくり (令和2年度) 感染症対策、防災、 高齢者虐待、生活保護制度 ヤングケアラー	5回 796人	5回 2,535人※	課題に応じて プログラム再編		
在宅医療・介護連携研修 (令和元年度) 口腔ケア、服薬、在宅療養 入退院支援 (令和2年度) 認知症、口腔ケア、 終末期ケア、入退院支援	4回 503人	4回 2,028人※			
	9回 1,299人	9回 4,563人※			

※動画視聴形式にて開催のため動画視聴回数

②各種団体への支援

【現状】

- ・「NPO法人江戸川区ケアマネジャー協会」や「江戸川区訪問介護事業者連絡会」、「江戸川区訪問看護ステーション連絡会」、「江戸川区地域密着型サービス事業者連絡会」などが組織されており、多職種による連携が深まりつつあります。
- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や介護老人保健施設についても連絡会等が組織されており、緊密な情報交換が行われています。

【方向】

- ・今後も各種団体の自主的な取組を支援し、質の向上に努めていきます。
- ・介護人材の確保や育成を支援するため、区内介護事業所に就職を希望する方への支援や介護事業所を対象としたセミナーなどを行っていきます。
- ・多職種連携を推進する支援事業を実施していきます。

		実績		計画		
		令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2020年度)	令和5年度 (2021年度)
各種 連絡 会	ケアマネジャー等研修	9回 1,299人	9回 4,563人※	継続	継続	継続
	江戸川区訪問介護 事業者連絡会	自主運営	継続	継続	継続	継続
	江戸川区地域密着型 サービス事業者連絡会	自主運営	継続	継続	継続	継続
	福祉のしごと相談・面接会 (地域密着型面接会)	10月開催 参加:51人	10月開催 参加:77人	継続	継続	継続
	介護はじめてセミナー	1回 13人	1回 28人	60人	60人	60人
	介護の担い手研修	104人	88人	100人	100人	100人
	介護人材採用力強化セ ミナー	29法人	140法人※	実施	実施	実施

※動画視聴形式にて開催のため動画視聴回数

③介護サービス情報の公表と第三者評価の推進

【現状】

〈介護サービス情報〉

- ・利用者が各事業所の介護サービス情報を比較検討し、自分に合ったより良い事業者を選択することができるように、介護保険法に基づき、すべての事業者に対して介護サービスの内容や運営状況に関する情報を公表することが義務づけられています。

〈第三者評価〉

- ・介護保険サービスの評価は、各事業者による第三者評価等が進められています。
- ・地域密着型サービスで義務化されているサービスを中心に、受審できるよう支援をしています。

【方向】

〈介護サービス情報〉

- ・利用者が安心してサービスを選択・決定できるよう、ホームページで公表されている「介護サービス情報」の周知を行い、利用を促進していきます。

〈第三者評価〉

- ・第三者評価が義務化されていない事業者についても、サービスの質の向上を図るため、第三者の客観的評価を取り入れるよう意識啓発を行うとともに、併せて、利用者が事業者を選択する際の判断材料となるよう、評価結果を公表するよう指導していきます。
- ・義務化されている地域密着型サービス事業者に対する第三者評価受審の支援を引き続き実施し、介護サービスの質の向上に取り組むための事業運営を支援していきます。

	実績		計画		
	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2020年度)	令和5年度 (2021年度)
認知症高齢者グループホーム 地域密着型介護老人福祉施設	33 施設 1 施設	30 施設 2 施設	継続	継続	継続
・とうきょう福祉ナビゲーション への掲載 ・制度のPR ・ホームページの利用促進	実施	継続	継続	継続	継続

④相談及び苦情対応の強化

【現状】

- ・区では、介護保険課と熟年相談室に身近な相談窓口を設置し、利用者、事業者双方の調整を行っています。
- ・相談窓口で受けた苦情は、区職員による電話や訪問、文書等で事業者に伝え、苦情対応状況の確認や事業者内でのサービス改善を促しています。

【方向】

- ・熟年相談室の総合相談機能の整備を推進し、苦情対応の充実と強化を図ります。
- ・必要に応じて調査やサービスの改善に向けた助言を実施するなどきめ細かに対応し、利用者等からの苦情をきっかけとして、サービスの質の維持・向上に有効に役立てていきます。

		実績		計画		
		令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2020年度)	令和5年度 (2021年度)
熟年相談室設置数		27 か所 (内分室 8)	27 か所 (内分室 8)	27 か所 (内分室 8)	27 か所 (内分室 8)	27 か所 (内分室 8)
相談 人数	熟年相談室	62,513 人	63,000 人	63,500 人	64,000 人	64,500 人
	介護保険課	8,859 人	7,400 人	8,800 人	8,800 人	8,800 人
健康サポートセンター		8 か所	8 か所	継続	継続	継続
苦情受付 (介護保険課・ 熟年相談室)		58 件	50 件	継続	継続	継続

⑤介護給付適正化計画に基づく事業者指導等

【現状】

- ・都の介護給付適正化計画に基づき、区は給付の適正化について、具体的な目標を定めています。

【方向】

- ・介護給付適正化とは、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度に資するものです。
- ・今後、すべての団塊の世代が75歳以上となる2025年、さらにはすべての団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向け、引き続き「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」の主要5事業を柱としつつ、介護給付の適正化を一層推進していきます。

〔適正化プログラムに基づく事業計画〕

	実績		計画		
	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2020年度)	令和5年度 (2021年度)
認定調査結果の全件点検	実施	実施	継続	継続	継続
ケアプラン点検	実施(152件)	実施(187件)	継続	継続	継続
福祉用具・住宅改修の 実地調査	実施(108件)	実施(120件)	継続	継続	継続
介護給付費通知の送付	実施(年1回)	実施(年1回)	継続	継続	継続
縦覧点検・医療情報との 突合	国保連委託	国保連委託 委託対象外 の実施準備	国保連委託 委託対象外 の実施	継続	継続

※「福祉用具・住宅改修の実地調査」の件数は、熟年者施策の「住まいの改造助成」の件数（全件実地調査）としており、その一部に介護保険を利用した改修が含まれる。

〔 事業者指導の計画 〕

	実績		計画		
	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2020年度)	令和5年度 (2021年度)
地域密着型サービス等 (実地指導)	100 件	80 件	100 件	100 件	100 件
地域密着型サービス等 (集団指導)	3 件	2 件	3 件	3 件	3 件

5 権利擁護事業の充実

(1) 判断能力が低下した人への支援

【現状】

- ・日常生活上の判断能力に不安のある熟年者や障害者の相談・支援を行うため、社会福祉協議会に「安心生活センター」が設置されています。
- ・安心生活センターでは、日常の生活を支えるため、福祉サービスの利用相談や手続き支援、日常的な金銭管理、書類等の預かりを行う「安心生活サポート事業」や、成年後見制度の利用相談などを行っています。

【方向】

- ・今後、利用者は増加していくと考えられ、安心生活サポート事業、成年後見制度といった権利擁護事業について、必要な人が活用できるように周知を図るとともに、社会福祉協議会へも必要な支援を行います。
- ・また、「成年後見制度の利用促進に関する法律」に基づき、利用促進につなげる様々な取組を進めます。そのため、安心生活センターを権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備・運営の中核機関と位置づけ、熟年相談室やなごみの家とも連携しながら利用者支援に努めます。
- ・さらに、弁護士・司法書士等の職能後見人への報酬を負担できない人に対して法人後見や報酬助成を行うなど、成年後見制度の利用促進を図ります。

(2) 高齢者虐待への対応

【現状】

- ・介護保険課、熟年相談室で高齢者虐待の相談・通報を受け付けています。相談・通報があった際には、区と熟年相談室が連携し、ケアマネジャーや関係機関等の協力による養護者のサポート、見守り、虐待被害者の保護等の対応を行っています。
- ・介護疲れや悩み等から高齢者虐待につながる恐れのあるケースについては、熟年相談室がケアマネジャーや民生・児童委員等と協力し、早期発見、早期対応に取り組んでいます。
- ・虐待の認識がない場合等、通報に至らないケースもあるため、高齢者虐待に関する情報の周知を図り、相談の敷居を下げることで潜在化を防ぐ取組を行っています。この結果、近年通報件数が増加しています。
- ・老人福祉法上の措置案件など深刻なケースも増加しており、緊急性が高いものや困難なケースへの対応、ケース記録の作成・管理に係る関係職員の負担増は喫緊の課題となっているため、虐待の対応・体制の強化を図っています。
- ・医師会、弁護士会、臨床心理士、警察、介護サービス事業者、民生・児童委員などの支援ネットワークを活用して対応しています。

【方向】

- ・高齢者虐待対応のマニュアルやガイド機能を備えつつ、確実な記録を可能とする「高齢者虐待対応システム」を構築し、支援ネットワークを活用しながら専門家を交えたケア会議等の実施を推進することで、より効率的で効果的な対応の実現を図ります。
- ・熟年相談室の対応を強化するため、臨床心理士や弁護士などの専門家を交えた事例研修等を引き続き実施します。
- ・高齢者虐待の未然防止と早期発見のため、相談窓口を明確にするとともに、虐待の疑いを感じたらすぐに相談できるよう、区ホームページやSNS、ポスター等を活用し、露出度を上げることで啓発を図ります。
- ・高齢者虐待防止に関する研修や集団指導をさらに充実させ、虐待を早期発見できる環境づくりを進め、介護従事者による虐待防止を図ります。

6 介護保険事業の推進

(1) 公平・公正な要介護認定の実施

【現状】

- ・要介護認定審査及び判定を行う第三者機関として、医療・保健・福祉の各分野の専門家からなる介護認定審査会を設置し、公平・公正な要介護認定の実施に取り組んでいます。
- ・適切かつ公平な要介護認定を行うために、認定調査票の全件内容確認、認定調査員通信の発行、認定審査会委員・認定調査員の研修を行っています。
- ・新規申請者は、区職員か区が委託しているNPO法人江戸川区ケアマネジャー協会の調査員が、更新・変更申請者は、主に委託している居宅介護支援事業所の調査員が認定調査を担当・実施しています。

【方向】

- ・介護保険の要介護認定の公平性を保ち、介護保険サービスを安心して利用できるよう、引き続き全国一律の基準に基づいた要介護認定が適切かつ迅速に実施されるよう持続可能な審査会の運営に取り組みます。
- ・介護認定審査会委員及び専門調査員、認定調査員、主治医に対する研修を充実し、より公平な要介護認定を推進します。

	実績		計画		
	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2020年度)	令和5年度 (2021年度)
委員研修	2回	2回	継続	継続	継続
調査員研修	7回	4回	継続	継続	継続
認定調査員通信の発行	12回	4回	継続	継続	継続

(2) 各種介護保険事業の指定事務の実施

【現状】

- ・地域密着型サービス事業者、介護予防・生活支援サービス事業者及び居宅介護支援事業者については、地域の実情に応じた多様なサービス提供体制を確保するため、区が指定を行っています。
- ・いずれの事業についても、指定基準の遵守状況等を定期的に確認するため、6年ごとに指定更新を行っています。

【方向】

地域密着型サービス

- ・公平・公正の観点から、地域密着型サービスの適正な実施を図るため、「地域密着型サービス運営委員会」を設置し、サービス事業者の指定や指定拒否その他必要事項に関して、適宜意見聴取を行います。
- ・区では十分かつ質の高いサービス提供が確保されるよう、公募により、地域密着型サービスの指定候補事業者の選定を行っています。

介護予防・生活支援サービス

- ・新規指定、指定更新等の事務について、区が適切に行います。
- ・実地指導及び集団指導を通じ、適切な事業の推進を図ります。

居宅介護支援

- ・新規指定、指定更新等の事務について、区が適切に行います。
- ・ケアプラン点検、実地指導及び集団指導を通じ、事業者運営の適正化を図るとともに適切なケアマネジメントの推進及び給付の適正化を図ります。

(3) 業務効率化に向けた取組

- ・各種介護保険事業の指定申請等において、郵送による書類提出を可とし、提出書類を削減するなど、業務の効率化を進めてきました。
- ・今後も国や都の動向を注視し、継続的な見直しを行いながら、適宜、簡素化、標準化、ICT等の活用について取り組んでいきます。

(4) 共生型サービスの推進

【現状】

- ・障害者が65歳以上になっても使い慣れた事業所でサービスが利用できる観点や、限りのある福祉人材を有効に活用し、サービス提供するという観点から、高齢者や障害者(児)等がともに利用できる共生型サービスを実施する事業者が少しずつ増えています。

【方向】

- ・共生型サービスの推進にあたっては、介護サービス及び障害者(児)サービスの量や質の確保に留意し、整備を支援していきます。

(5) 介護保険事業計画の推進・評価

【現状】

- ・区では、「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討委員会」、「江戸川区地域密着型サービス運営委員会」、「熟年相談室運営協議会」等において、計画の進捗状況の把握・点検等を行っています。

【方向】

- ・介護保険の現状や動向を随時、点検・評価していくとともに、要介護認定やサービス利用の動向などの様々な課題について、区民、事業者、関係機関等の声を聞きながら分析・検討し、計画の進捗状況の管理や評価を行います。

実績		計画		
令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2020年度)	令和5年度 (2021年度)
計画の推進・評価	第8期計画に 向けての 諸課題整理	計画の推進・評価	計画の推進・評価	第9期計画に 向けての 諸課題整理

